

千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する 規則の概要

1. 改正趣旨

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第63号)により、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「行旅法」という。)が改正されたことから、千葉県行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則(昭和38年千葉県規則第21号。以下「施行細則」という。)について、所要の改正を行ったもの。

2. 改正内容

(1) 行旅法の改正内容

行旅死亡人の取扱に関する費用は、死亡人の遺留金銭等を充て、不足する場合は相続人、扶養義務者が負担する。相続人等が判明しない場合は、死亡人の所在地の市町村が一時これを繰替支弁する。(行旅法第11条、15条)

相続人等により、費用の弁償が得られないときは、市町村は県にその不足額を請求する。(行旅法第13条)

行旅法第9条において、市町村が繰替支弁し取扱った行旅死亡人の相続人等への情報提供として、行旅死亡人の状況、相貌、遺留物件その他本人の認識に必要な事項について、公署の掲示場に告示し、かつ官報若しくは新聞紙に公告しなければならないことになっている。

今回の行旅法の改正により、新聞紙への公告を廃止し、官報への公告に一本化することとされ、公署の掲示場への告示及び官報による公告に加え、公署の掲示板以外においても行旅死亡人に関する情報の確認を行うことができるよう、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

(2) 施行細則の改正内容

今回、行旅法第9条において、新聞紙への公告が廃止されたことに伴い、施行細則第5条別表に定めている市町村費で繰替すべき費用の種目、限度について、以下の内容のとおり改正を行った。

- ・別表（第5条）第10号
「公告料」を「官報に掲載するために要する経費」に改め、
「官報又は一新聞とし」を削ることとした。
- ・別記第2号様式（第3条）行旅死亡人取扱通知書
「官報又は新聞の」を削ることとした。

3. 施行期日

令和6年4月1日